

日本本土以外の戦闘地域・抑留地域における戦没者の遺体
・遺骨の捜索・発見・収容等の扱いに関する意見書

2012年（平成24年）11月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

前世紀において人類は、人の一生にも満たない期間において、二度にわたり世界の人々に「言語に絶する悲哀」（国連憲章前文）を与えた戦争を経験した。大量殺戮兵器の出現を見た現代においては、戦争こそ最大の人権侵害であり、人類が最も忌むべき害悪である。

日本国民は、旧政府の行為によって先の大戦が惹起され、310万人といわれる死者を出し、アジアを中心に他国の人々に対しても多大な惨害をもたらしたことに對する深刻な反省に立ち、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」し（憲法前文）、平和主義と個人の尊厳（憲法13条）を中核とする基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法を制定した。

国は、憲法の上記理念や基本原理に基づき、旧政府の行為によって死に追いやられた人々の遺体・遺骨を捜索・発見・収容して、個人の尊厳にふさわしい扱いをする責務を負うというべきである。また、軍人等は旧政府による先行行為（召集令状発布など）により戦地に赴くことになったのであり、国はその責任として上記責務を果たすべきである。

しかるに、先の大戦において本土の外にあって落命した戦没者240万余名のうち、既に戦争終結後67年余りを経過した今日においてなお、113万余名の遺体が未だ捜索・発見・収容されることなく空しく年月を重ねた。しかのみならず、千鳥ヶ淵戦没者墓苑における遺骨の収蔵状況等、収容された遺体・遺骨の扱いにおいても、個人の尊厳にふさわしい扱いを施しているかにつき疑問なしとしない現状にある。

当連合会は、かかる現状を深く憂慮するものである。

当連合会は、日本本土以外の戦闘地域・抑留地域における戦没者の遺体・遺骨の捜索・発見・収容等の扱いについて、平和主義と個人の尊厳を中核とする基本的人権の尊重の基本原理及び先行行為者の責任に基づき、国の責務において、できるだけ速やかに以下の政策を実施すべきであると考えます。

- 1 未だ収容されていない日本本土以外の戦闘地域・抑留地域における戦没者113万余名の遺体を捜索・発見・収容すること。

ただし、その対象を、軍人、軍属及び準軍属に限定しないこと。

また、遺体の捜索・発見・収容に際しては、戦争により被害を受けた現地の国民感情、住民感情に十分配慮して行うものとする。

- 2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑に収蔵される戦没者遺骨の取扱いについては、一般の宗教的感情に配慮しつつ、収蔵過程の透明性を確保するとともに、同墓苑の設置管理運営全般の適正化に留意すること。
- 3 発見・収容された戦没者の遺体・遺骨の身元調査の目的を遺族への遺体・遺骨の引渡しに限定することなく、名を記して追悼されるためにも、遺体・遺骨の個性の有無を問わずできる限り検体を採取してこれを保管し、広く遺族にも試料提出を呼びかけるものとする。

なお、国は、上記政策を速やかに実施するに当たっては、国が現に保管する戦没者遺骨の全てにつき、その再焼骨を中断した上で、法律を制定して、実効的な取組に着手すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) 本意見書は、当連合会が、市民団体等から、先の大戦による日本本土以外の戦闘地域・抑留地域における戦没者の遺体・遺骨の国による扱いについての人権救済申立てがなされたことを契機として、調査を行った結果、国の作為・不作為が戦没者の遺族の宗教的人格権を侵害しあるいは侵害するおそれを発生させていると判断したので、その結果を発表するものである。

(2) 用語表記の説明

① 調査対象とした「戦没者」の範囲

「戦没者」という語は、様々な定義や範囲で使用されている。

時代をおよそ遡っただけでも、明治初期の台湾出兵(1874年)に始まり、大日本帝国憲法発布後の日清戦争(1894年～1895年)、日露戦争(1904年～1905年)、第一次世界大戦参戦(1914年～1918年)、シベリア、山東、南京などへの大陸出兵へと続き、日中戦争(1937年～)、太平洋戦争(1941年～)、硫黄島戦、沖縄戦、ソ連対日参戦を経て敗戦、その後のシベリア等での抑留にまで及ぶ。対象者をみても、軍人、軍属、準軍属だけでなく、一般邦人のみならず朝鮮人、台湾人を含み、国内の空襲等戦災死没者だけでも50万人にも及び、対戦国に目を転じれば、その範囲は更に広がる。

国は、戦没者慰霊事業の対象として「先の大戦の戦没者310万人」と

しているが、その内訳には、以下のとおり、日本本土内での戦没者及び国内戦災死没者を含んでいる。

(内 訳)

- a. 軍人・軍属等 約 230 万人 (うち日本本土以外約 210 万人)
- b. 外地の一般邦人 約 30 万人
- c. 国内戦災死没者 約 50 万人

このうち調査対象とした戦没者とは、日本本土以外の戦闘地域(硫黄島、沖縄を含む。)・抑留地域で死没した軍人・軍属等約 210 万人及び外地の一般邦人約 30 万人の合計約 240 万人をいう。

この点、国も「海外戦没者」として約 240 万人と公表しているが、硫黄島及び沖縄を「海外」に含めて表記すべきではないため、以下では、「本土外戦没者」と表記し、「海外戦没者」は原資料のママ表記とする。

② 「遺体」、「遺骨」の表記

「遺体」、「遺骨」あるいは「遺体・遺骨」という括りがあるところ、以下、特に注記がない限りは、次のとおり表記する。

未だ捜索も発見もされていない戦没者については「遺体」と表記し、発見された戦没者については、その発見された状況が「遺体」か「遺骨」かの判別基準が明確でないので「遺体・遺骨」と表記し、収容され茶毘に付された後は「遺骨」と表記する。

「遺体」及び「遺骨」の数については、いずれも「〇体」と表記し、「〇柱」は原資料のママ表記とする。

また、「遺体」、「遺骨」の別を問わず、いずれについても「収容」と表記し、「収集」ないし「回収」は原資料のママ表記とする。

③ 「送還」の表記

遺体・遺骨の「送還」の表記は、硫黄島及び沖縄には該当しないため、「収容」に留め、「送還」とあるのは原資料のママ表記とする。

2 本土外戦没者の遺体・遺骨の扱いと遺族の宗教的人格権

(1) 遺族の宗教的人格権

一般に人は、自己の身体が、自己の死後においてもその尊厳に相応しく取り扱われることを期待するものである。およそ人は、自己決定権に基づき、自己の死後において、自己の生の証である身体(遺体・遺骨)が、その尊厳に相応しい扱いを受けることを期待する権利を有するといふべきである。そして、その人の死後においては、その遺族が、自己の親族に対する敬愛の情という人類普遍の自然的心情に基づき、一種の人格権として、故人である、

自己の親族たる死者の遺体・遺骨が、その尊厳に相応しい扱いを受けることを期待する権利を有するというべきである。また、遺族のそれは、故人を追悼敬慕する心情ないし行為につき一種の宗教的性質を有することから、宗教的人格権と位置付けることが可能であり、憲法13条1項及び20条により保障された基本的人権であるといえる。

そこで、国が人の遺体・遺骨に対し直接その尊厳を害する行為をしたり、その遺族への遺体・遺骨の返還や葬りを阻害する行為をした場合、故人の生前有していた期待権と死後残されたその遺族の宗教的人格権（自己の親族の遺体・遺骨がその尊厳に相応しい扱いを受けることを期待する権利）を侵害することになる。

(2) 不作為による人権侵害

この点、国が本土外戦没者の遺体・遺骨を未収容のまま放置したり、収容された遺体・遺骨の身元調査を尽くさなかったり、墓苑に収蔵する際に再焼骨したりする行為については、個別の遺体・遺骨と特定の遺族との結びつきが明確でないため、特定の遺族とを結びつけて具体的な人権侵害性を認定することは困難であると言わざるを得ない。

しかし、本土外戦没者の遺体・遺骨と遺族との結びつきの特定を困難ならしめた原因は、先の大戦において戦域を広範囲に拡大させ、膨大な人員をその戦域に動員し、アジア太平洋地域で240万人にも及ぶ本土外戦没者を生み出した旧政府の戦争惹起行為にこそある。また、戦後67年余経過するも、本土外戦没者の遺体・遺骨の捜索・発見・収容と身元調査につき、国が積極的施策を取らなかったことが遺体・遺骨と特定の遺族との結びつきを困難ならしめている原因となっている。

そこで、旧政府の戦争惹起行為により死に追いやられ未収容の本土外戦没者113万余の遺体・遺骨の捜索・発見・収容、その返還を望む遺族に対する返還、返還を望む遺族がいない場合の遺体・遺骨の扱いにつき、国が立法を含め何らの措置を取ることなく怠っていると認められる場合にも、その不作為が遺族の宗教的人格権を侵害することになるものというべきである。

なぜなら、法の解釈原理として、あるいは条理として、先行法益侵害に基づくその後の保護義務を法益侵害者に課すべきことが一般的に許容されているところ、日本国憲法制定前の旧政府が惹起した戦争であっても、旧政府すなわち大日本帝国と同一性のある国には、戦争被害の増大をもたらさないよう配慮、保障すべき条理上の法的作為義務が課されているからである。

顧みるに、前世紀において人類は、人の一生にあたる期間において二度にわたり世界の人々に「言語に絶する悲哀」（国連憲章前文）を与えた戦争を

経験した。大量殺戮兵器の出現を見た現代において、戦争は人類が最も忌むべき害悪というべきである。

とりわけ、日本国民は、旧政府の行為によって先の大戦が惹起され、310万人といわれる死者を出し、アジアを中心に他国の人たちに対しても多大な惨害をもたらしたことに對する深刻な反省に立ち、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」し(憲法前文)、平和主義と個人の尊厳(憲法13条)を中核とする基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法を制定した。

そして、この平和主義と基本的人権の尊重の基本原理は、不可分一体の関係にある。すなわち、最たる人権侵害である戦争を抑止する最良の手段は、一人ひとりの人間が個人として尊重され、その生命、自由及び幸福追求に対する権利が国政において最大限尊重されることにある。

とするなら、国は、再び戦争を惹起してはならないことはもとより、憲法制定の基礎となった旧政府の戦争惹起行為についても、これによって生命、自由及び幸福追求に対する権利を奪われた人々の被害を可能な限り完全に回復する義務を負うものというべきである。

また、旧政府が惹起した戦争による犠牲を礎にして平和のうちに生存できる権利を享受し得る地位にある我々国民が、犠牲者の恐怖、苦痛、無念に思いを致し、その被害回復を国に対して求めていくことは、平和主義に適うものである。

以上によれば、国は、日本国憲法が定める平和主義と基本的人権の尊重の原理に基づき、旧政府による戦争惹起行為によってもたらされた被害を可能な限り完全に回復する義務を負うものであるところ、これを本土外戦没者の場合についていえば、国は、その遺体・遺骨が尊厳に相応しい取扱いを受けることを保障する義務があるというべきであり、具体的には、その遺体・遺骨を捜索・発見・収容した上、遺族が自ら望む方法により葬ることを可能にするか、又は、その尊厳に相応しい方法により扱う義務があるというべきである。

よって、本土外戦没者の遺体・遺骨を捜索・発見・収容した上で、その返還を望む遺族に対してはこれを返還し、返還を望む遺族がない場合にはその尊厳に相応しい方法により扱う措置をとることにつき、これらの実現を阻害する国の作為だけでなく、国が実行可能な手段を尽くさない不作為もまた、本土外戦没者遺族の宗教的人格権を侵害するものというべきである。

3 未収容の遺体・遺骨の捜索・発見・収容について(意見の趣旨1)

(1) 国による遺骨収容事業の状況

本土外戦没者の遺骨は、戦後の部隊復員と一般邦人引揚げのときに持ち帰られていたほか、1950年（昭和25年）1月には米軍からフィリピンでの戦没者の遺骨4822体が送還された。

国の関与としては、1952年（昭和27年）第13回国国会会期中の同年6月16日、衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における「海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議」がなされ、これに先立ち、日本政府は、アメリカ政府の承認を得て、硫黄島（1952年（昭和27年）1月25日から3月3日まで）及び沖縄（同年3月15日から4月19日まで）にて予備調査を実施した。

その結果と前記決議を踏まえて、国は、同年10月23日、当時の吉田茂を首相とする内閣にて「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」の閣議了解を経て、これに基づき、本土外戦没者の遺骨収容等に着手するようになった。

政府は、第一次計画（1952年度（昭和27年度）から1957年（昭和32年度）まで）での1万1679体の収容に始まり、途中、1954年（昭和29年）7月6日、「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」を策定し、関係国の了解が得られた地域から順次、犠牲の多かった主要戦域に遺骨収集団を派遣するようになった。

収容・送還の方法としては、1966年（昭和41年）までは、各戦域で収容した遺体・遺骨の一部だけを象徴的に当該戦域の戦没者の遺骨として送還していたが、1967年度（昭和42年度）以降は、収容した遺骨は全て送還することになっている（2001年（平成13年）5月28日提出衆議院議員保坂展人質問主意書に対する同年6月12日内閣総理大臣小泉純一郎答弁書）。

政府派遣団による収容・送還実績は、別紙資料2の戦没者遺骨収容年度別実績表のとおりであり、1967年度（昭和42年度）から1976年度（昭和51年度）まで、年間平均2万体を収容・送還してきたが、以後、数千体、2000体、1000体と減り、2005年度（平成17年度）以降は400から600体に減ってきている。その後、2007年度（平成19年度）に760体、2008年度（平成20年度）に2038体、そして2009年度（平成21年度）に8965体、2010年度（平成22年度）に8097体と飛躍的に増加したものの、その主たる収容地域であるフィリピン国内での収容方法及び収容された遺骨の真偽につき問題点を指摘されていることが、報道されている（The Dairy MANIRA SHINBUN 2010年9月20

日、同月21日)。

収容に費やした予算は、2008年度(平成20年度)は198,960千円(2038柱)、2009年度(平成21年度)は260,697千円(8965柱)、2010年度(平成22年度)は430,563千円(8097柱)であった。

海外戦没者の遺体・遺骨の地域別の収容・送還実績(別紙資料1 地域別戦没者概見図平成23年3月31日現在)は、次の通りである。

- ① 海外戦没者の概数 約240万人
- ② 遺骨送還概数計 1,265,700柱
 - うち政府派遣団の送還概数 332,422柱
- ③ 未送還遺骨概数 1,135,000柱
 - ア うち収容実施可能地域に存する遺骨 約61万
 - 主たる収容実施可能地域
 - フィリピン 369,480人
 - 中部太平洋 174,330人
 - イ うち海没遺骨 約30万
 - ウ うち相手国の事情により収容困難な遺骨 約23万
 - 例 現地の国民感情が理由で回収できない
 - 中国東北地区の206,220人

(2) 遺体・遺骨の収容実施の根拠法令

本土外戦没者の遺体・遺骨収容実施の根拠法令は、「引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うこと」(厚生労働省設置法3条2項(厚生省設置法も同じ。))だけであり、厚生労働省組織規則62条5項に基づき、所管部局が厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室とされている。

しかし、厚生労働省社会・援護局の前身である厚生省復員局は、軍隊の体制を「戦時」から「平時」に戻し、兵を戦地から母国へ帰還させる復員庁から復員業務を移管されたものであって、本土外戦没者の遺体・遺骨収容を主目的に設置されたものではなかった。

また、元陸海軍の未復員者、ソ連等の抑留者及び海外での戦犯被拘禁者といった未帰還者の留守家族への生活援護や未帰還者死亡時の葬祭料及び遺骨引取経費の国庫負担等について規定した「未帰還者留守家族等援護法」(1953年(昭和28年)8月1日成立)がある。同法29条は、「国は、未帰還者の状況について調査究明をするとともに、その帰還の促進に努めなければならない」と規定するとともに、未帰還者が海外で死亡した場合に、

国の責務でその遺体・遺骨を收容することまで規定していない。

本土外戦没者遺体・遺骨收容の根拠法令は以上に尽きるが、日本政府内における具体的な位置付け、收容の範囲、手続等を定めたものとしては、「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」（1954年（昭和29年）7月6日厚生省）、1968年（昭和43年）2月の「海外戦没者の遺骨の収集について」と題する援護局の方針及び1972年（昭和47年）2月の「海外における生存未帰還者の救出及び戦没者遺骨の収集等の実施要綱」（厚生省）がある。

(3) 遺体・遺骨收容・送還の責務に関する日本国政府の見解

1952年（昭和27年）7月11日参議院本会議は、「戦没者の遺骨收容並びに送還に関する決議」として、「戦火おさまってここに7年、平和条約発効により既に独立を恢復した今日、海外諸地域又は本邦周辺海域において戦没した多数同胞の遺骨が今なお未收容のまま放置されているものあることは遺家族はもとより全国民の痛歎忍び難いところである。本院は速やかにこれらのみたまを迎えて安らかにその郷土に眠らしめんことを切願する。よって政府は万難を排してこれら戦没者同胞遺骨の收容送還並びに慰霊等のため万全の方策を講じその実現を図るべきである。」旨の決議がなされた。

その後政府は、1968年（昭和43年）2月の「海外戦没者の遺骨の収集について」と題する援護局の方針の中で、「海外戦没者の遺骨の収集については、本来国の責任と主体において実施すべきもの」としつつも、同時に「政府は従来の遺骨収集を補完し最終的措置を行うため、昭和42年度から重点的地域に限り計画的遺骨収集事業を実施する」として国交未回復国等以外の地域での遺体・遺骨收容・送還事業に見切りをつけようとしていたが、後に一転して、1972年（昭和47年）2月の「海外における生存未帰還者の救出及び戦没者遺骨の収集等の実施要綱」（厚生省）では、「関係家族はもとより全国民がその早期完結を切望している」が、「なおまだ十分とはいえない実情にある」として、「積極的にその処理を促進する」、「従来以上に強力に行なう」こととした。このような方針や要綱が策定されることが遺体・遺骨收容実績にも大きく影響してきた(別紙資料2 戦没者遺骨收容年度別実績表)。

国会においても政府は、戦没者の遺体・遺骨の收容・送還は国の責務であることをたびたび表明してきており、最近では、菅直人首相（当時）が2011年（平成23年）1月4日の記者会見で「遺骨を家族の元に帰すことは国の責任です」と指摘し、旧日本兵の遺骨收容を「国の責務」と法的に位置

付ける案が政府内で浮上していることが報道されている（2011年1月5日東京新聞）。

(4) アメリカとの比較

先の大戦の連合国の一員として日本とも交戦した戦勝国であり、戦後も世界各地で戦争を遂行してきたアメリカ合衆国においては、戦没者の遺体・遺骨の収容を次のとおり行っている。

遺体・遺骨を確認するまでは戦死者として数えず、「戦中行方不明者」(Missing In Action—MIA) と呼び、「全てが還るまで」国の責務で捜索と収容・送還を尽くす制度と組織が構築されている。

国防総省に属する「戦時捕虜・戦中行方不明者連合指令部(POW/MIA Joint Command)」が捜索と収容を行っているが、同司令部には、実働部隊155名と身元調査のための多分野の専門家255名が任務についている。

そして、捜索と収容には、約4000万ドル、身元確認には、約2100万ドルの予算を費やしている。

(5) 国による遺骨収容事業の問題点

以上述べたとおり、国は、本土外戦没者の遺体・遺骨の捜索・発見・収容・遺族への返還が国の責務であることを認めてきたにもかかわらず、戦後67年余を超える現在、本土外戦没者の遺体・遺骨の扱いに関する根拠法令として「引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うこと」(厚生労働省設置法3条2項)のほか、何らの立法措置を取ることなく、本土外戦没者約240万人のうち収容実施可能地域に存する約61万を含む113万5000体(2011年(平成23年)3月31日現在)をいまだ収容していない。

未収容遺体のうち収容実施可能地域に存する遺体約61万体制に対し、年間予算4億3000万円で収容が約8000体であることに照らせば、かかる予算規模のままで収容し続けたとすれば単純計算で今後76年の歳月と合計327億8000万円の予算を要することになる。

仮に、年間予算100億円を確保できれば、収容実施可能地域に存する遺体約61万体制を3年余で収容できる計算になる。

また、アメリカ合衆国においては、遺骨の捜索と収容に年間約4000万ドルの予算をかけているところ、日米の対象戦没者1名当たりの額を比較しても、日本国の予算額は極めて少ない。さらに、日本国が戦後、相当の経済的繁栄を遂げてきたことを顧みれば、異常に少ない額といわざるを得ない。

なお、収容困難あるいは不能とされている遺体は、海没遺体約30万のほかは地域感情のため困難とされる地域にある約23万であり、その大半を中

国東北部が占めている。これは、日本の侵略戦争に対する被害感情が強く残っており、遺族・戦友ら民間による働きかけだけでは遺体収容に道筋をつけることができないものであって、政府による外交努力による他ないことを意味している。

したがって、国が立法、予算及び外交のいずれの場面においても、本土外戦没者の遺体・遺骨の搜索・発見・収容・遺族への返還の責務を尽くしてこなかった不作為の結果、いまだ遺体・遺骨が手元に届けられていない本土外戦没者遺族の宗教的人格権が害されるおそれがある状態にあると言えよう。

そこで、国は、未だ収容されていない本土外戦没者113万余名の遺体をできるだけ速やかに搜索・発見・収容すべきである。

(6) 対象とする遺体・遺骨の範囲

戦争と人権、平和と人権という観点から考える場合、戦争によって死亡し（殺され）、傷害を負い、その人権を侵害されるという点において、戦闘員と非戦闘員には違いはない。

したがって、搜索・発見・収容の対象とする遺体・遺骨は、軍人、軍属及び準軍属に限定することなく、広く、戦争によって犠牲を受けた者、つまり、「戦争犠牲者」全て、少なくとも、先の大戦当時における日本国民であって、当時の旧日本軍の戦闘により死亡した者を広く含むものとすべきであると考えられる。

しかしながら、国は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年（昭和27年））において、戦没者を軍人・軍属・準軍属に限定している。

これに対しては、同法制定当初から、末高信早稲田大学教授が「戦争は、国民的、国家的な仕事であり」「その犠牲負担というものは、あらゆる階層、あらゆる人々に対して、ほぼ同一に発生すると考えられる。」「援護については無差別平等の原理」が妥当すると批判していたが（昭和27年3月25日 第13回国会衆議院厚生委員会公聴会）、国は今なお軍人らに限定したままである。日本と同じ敗戦国であったドイツでは、ドイツ連邦援護法の適用対象を、当初、一般的にはドイツ国内に居住するドイツ国籍保有者で軍務又は準軍務に関連して「損傷」を受けた者及びその遺族でとしていたが、外国籍保有者、一般市民、外国居住者にも拡大し、また、援護の要件としての「損傷」も、軍務・準軍務遂行中のみならず、ドイツ領内において「戦争の直接的影響」（空襲や戦後の地雷等の被害）により受けたものも含めるようになった。同様にフランス法制においても、民間戦争犠牲者も補償の対象とされている。

また、名古屋地裁昭和55年8月29日判決（判例タイムス449号24

5 ページ) においても、空襲被災者の原告らの請求を退けたものの、「戦後 30 年以上を経た今日においても十分な補償を受けえず、戦争による傷跡に苦しむ民間被災者に対し国が国家補償の精神にもとづきできるだけ広範にわたって援護の措置を取ることを望む」と立法による解決を示唆している。

この点、当連合会も軍人・軍属には援護法等で一定の補償がなされていることは、戦争被害を国民が「ひとしく受忍」しているとはいえない状況にあると指摘してきたところであって（日弁連「日本の戦後補償」1994年、338 ページ）、本土外戦没者についても同様に対象を軍人・軍属・準軍属に限定するべきではない。

(7) 戦争被害地域の被害感情への配慮

本土外戦没者の遺体・遺骨の捜索等に当たっては、対象地域のほとんどが当時の戦闘地域であり、対戦した国々の国民感情はもとより、沖縄においても、その住民感情に配慮しなければならないことは、当然のことである。

4 千鳥ヶ淵戦没者墓苑に収蔵される戦没者遺骨の取扱いについて（意見の趣旨 2）

(1) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の建立

1952年（昭和27年）4月の平和条約発効前後から、遺族会等を始めとする各界から戦没者遺骨の送還や、これに伴う「墓」建設に関する世論が台頭してきた。また、その頃、厚生本省、同市ヶ谷庁舎、未帰還調査部、各復員連絡局、同支部、地方復員部には、復員の時、戦友等によって持ち帰られた多数の遺骨が「分置奉安」されており、それに加えて、講和条約発効とともに厚生省の遺骨収容も開始され、厚生本省、同市ヶ谷庁舎には仮安置遺骨が逐次増加し、その中で遺族に渡すことができないものを、どのように取り扱い、管理するかは政府としても重大な問題であるとされるようになった。

戦没者の墓建設に関する世論の台頭に伴い、1953年（昭和28年）12月11日第三次吉田内閣の閣議において「戦没者の遺骨のうち、氏名が判明しないもの、並びに遺族が不明のため遺族にお渡しすることができないものを、国が建設する『無名戦没者の墓』に収納し、国の責任において、これを維持管理する」旨の方針が決定された。

そして、1959年（昭和34年）3月28日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の竣工式・追悼式が行われた。

(2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の法的性格についての厚生労働省の説明

厚生労働省は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設置根拠につき、「無名戦没者の墓」に関する件（昭和28年12月11日閣議決定）に基づき設けられた「遺族

に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるための国の施設」である（平成13年7月17日衆議院質問118号答弁）としている。

その上で、厚生労働省は、戦没者の遺骨を火葬場に委託して焼くに当たって、2001年度（平成13年度）まで毎年、千代田区長に対し、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓理法」という。）に基づく改葬許可証下付申請書を提出し、同区長の許可を得ていた。同申請書は、改葬者名簿とともに厚生省社会・援護局業務第一課長又は厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室長名にて作成され、それらの書類は、氏名不詳の海外戦没者の遺骨を「火葬」した後に厚生労働省霊安室に安置し、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に「納骨」することをもって改葬することの許可を求める記載内容になっていた。

ところが、遺族らが、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の法的性格について調査するようになって、厚生労働省は、2002年度（平成14年度）以降、千代田区長への改葬許可申請を取りやめ、同墓苑の法的性格につき、墓理法上の「墓地」であるかどうかについては、同法の「墓地」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設との解釈を前提に、千鳥ヶ淵戦没者墓苑には遺骨を「埋蔵」ではなく、「収蔵」しているだけであるから、墓理法10条1項に基づく許可を要する施設（墓地）ではない（平成14年5月28日衆議院質問65号答弁）との見解を示した。また、同墓苑が、墓理法上の「納骨堂」であるかどうかについても、墓理法2条6項の「納骨堂」とは、他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいうところ、市町村長が他人の委託を受けないで、同法9条1項の規定に基づき火葬した死体の焼骨のみを「収蔵」する施設は、同法に規定する納骨堂には該当しない（平成18年6月12日参議院質問75号答弁）との見解を示している。

以上の国の見解は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、墓理法上の墓地でも納骨堂でもなく、「無名戦没者の墓」に関する件の閣議決定に基づく国の施設であり、そこに遺骨を「収蔵」（遺骨の収納場所に納めること。土中に埋める「埋蔵」と区別される。）しているものであるから、墓理法上違法の問題は生じないというものである（「埋蔵」であれば墓理法4条1項により違法となる。）。

(3) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設置管理運営の適正化について

厚生労働省は、墓理法上違法な行為ではないと主張しているが、これまで国は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑につき、「墓」、「墓苑」、「墓地」、「納骨堂」という表現にて広く公に説明されている状況があり、そのことを認識しているにもかかわらず、その法的な位置付けを明確にしないまま、遺骨の収蔵を

継続しており、同墓苑への遺骨の収蔵が不適法なものではないかとの疑義を生じさせたままこれを放置している。その点で、遺族一般の宗教的感情を害するおそれがあるものといわなければならないであろう。

また、厚生労働省は、2001年（平成13年）8月当時、新聞各社の取材に対して「千鳥ヶ淵墓苑が法的に墓地ではないことを最近知った」と回答していたとする一方、2002年（平成14年）4月以降に就任した外事室長は、遺族らに対する説明で「厚生労働省は、墓埋法にいう墓地でないことは以前から承知していた」と回答するようになった。しかしながら、2006年（平成18年）6月2日衆議院厚生労働委員会において、当時の川崎厚生労働大臣は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が墓地として法律的に認められたところではない点に対する認識を問われて、「そこは多分、当然お墓であろうと意識していた。」と答弁している。

以上のとおり、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設置管理を規制する前提となるその法的性格について、国の対応や見解は一貫性を欠いており、適法性に対する疑義が生じていると言わざるを得ない。

これらの点についての疑義を解消するためには、千鳥ヶ淵戦没者墓苑への遺骨の収蔵手続について、一般の宗教的感情に配慮しつつ、収蔵過程の透明性を確保することにより適法であることを明確化するとともに、同墓苑の設置管理運営全般の適正化に留意することが必要である。

5 遺体・遺骨の身元調査について（意見の趣旨3）

(1) 遺体・遺骨の身元調査の状況

海外の遺体・遺骨情報が日本国政府に寄せられると、厚生労働省にて検討し、遺体・遺骨が海外にある場合、日本国政府と相手国政府との理解と協力に基づき、在外公館などの外交ルートを通じて、相手国政府の許可を受けた上で、まず、原則として調査団を派遣して試掘等を行い遺体・遺骨の有無を確認し、遺体・遺骨が確認されれば、その後、収集団を派遣し収容に着手する。

海外戦没者の遺体・遺骨を収容する大前提として、その遺体・遺骨が日本人（戦没当時の日本人）のものである必要があり、現地の人のもものと混同してはならない。この点、厚生労働省の職員が収容発掘現場に現地の鑑定人（文化人類学者など）と同道し、発見された遺体・遺骨の鑑定を受け、日本人のものと思われる遺体・遺骨のみを収容する。

収集団による収容作業において、身元調査の観点からすれば、身元特定の対象となる遺体・遺骨の個性の有無を特定する必要がある。この点、厚生

労働省は、収集団による収容作業実施の具体的な基準を設けておらず、シベリア抑留等における個別埋葬の場合のほかは、経験的に類型化しているにすぎない状況である。

遺体・遺骨を収容する際に、認識票、日章旗、軍人手帳、写真、カバン、通帳、旅券、万年筆などの遺留品も出てくるケースもあるが、その遺留品の持ち主が特定できても、複数の遺体・遺骨のうちのいずれに結び付くかまで明らかになることは少ない。認識票については、これと対照する書類のほとんどは国内で一括管理されておらず、終戦時に原隊が原簿を処分したりして、作戦地域に置かれたまま遺失しており、遺体・遺骨との照合の用をなさない。平成3年度から同13年度までの間の身元特定(遺族への伝達に限る。)の実績によると、旧ソ連地域の抑留死亡者の一部については個別埋葬されてその埋葬図や名簿等の正確な資料が残されていることがあるため、比較的、身元が判明しやすいが、それ以外の場合の身元判明は極めて稀であった(旧ソ連地域以外の南方地域における同期間中の収骨数合計6983体に対し、遺族への伝達数は15であった。)。つまるところ、遺体・遺骨それ自体が誰のものであるのかは、DNA鑑定を待たねば特定困難なことがほとんどであった。

(2) DNA鑑定の実施状況

DNA鑑定が実施されるようになったのは、2003年度(平成15年度)からである。

国は、DNA鑑定の対象とする遺骨・遺体は、個性のある遺体・遺骨に限るという扱いをしている。そこで、国は、個性のある遺体・遺骨についてはDNA鑑定のための検体を採取・保管し、その検体以外の骨及び個性のない遺体・遺骨は、現地にて火葬の方法で荼毘に付し、その上で、一体と推測される遺骨は、一体を一袋に納めている。これに対して、個性が推測できない遺体・遺骨については、現地にて火葬の方法で荼毘に付した後、「残骨」として、まとめて一袋に納める運用をしている。

また、DNAの鑑定条件としては、遺族から遺体・遺骨を受領することを前提としたDNA鑑定の希望があることに限定している。

さらに、DNA鑑定の実績は、2003年度(平成15年度)から2010年度(平成22年度)までの間で、1505件に止まっている(内訳は、判明したものが806件、否定されたものは699件であった。)

なお、厚生労働省は、鑑定条件として遺族から遺体・遺骨を受領することを前提としたDNA鑑定の希望があることに限定している理由について、戦没者遺骨に係るDNA鑑定実施要領(平成16年11月19日厚生労働省社

会・援護局作成)及びその基となった戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書(平成15年3月31日)にあるとおり、技術的側面からは鑑定精度が確率論によること、その肯定確率が期待できる有効な遺族の範囲が画されること、DNA型判定の対象検体の再現性が遺骨の地理的・気候的条件に左右されること、集団の遺骨を対象とする場合には推定される多数の遺族の参加が求められることなどを検討し、倫理的側面からは遺骨DNA鑑定が戦没者本人及びその推定される遺族ら個人のDNA情報を取り扱うものであることに鑑み、戦没者の尊厳を損なう可能性や遺族のプライバシー保護に関わる可能性も検討した結果であると説明している。

(3) DNA鑑定の実施方法に関する問題点

厚生労働省は、遺体・遺骨収容の段階で「個性のない遺体・遺骨」と判断し「残骨」として検体を採取することなく現地で茶毘に付し、さらに、国内に持ち帰った後、再焼骨する取扱いをしている。このような取扱いによって、一旦現地での遺体・遺骨収容段階で誤って「個性がない」と判断された場合、身元が判明する機会是最終的に奪われることになる。現地での個性の有無の判断基準は頭蓋骨によるほかは曖昧であって、医科学的な専門家の関与もなく、事後的検証手段もないため、誤判断のおそれは否定できない。

また、個性の有無を収容した現地で即断してしまうことに合理性は見だし難い。なぜなら、「残骨」であっても個々の骨はDNA鑑定のための検体となり得るし、化石等の発掘においてさえ骨片の集合体から個体を再現できる場合があるからである。さらに、親子、兄弟姉妹などの近親者がいなくなったり、遺族が代を重ねて血縁が遠くなったりしても、医学技術の進歩を考えると、「残骨」からできる限り個体を再現する作業をしつつこれを保存し、「個性のある遺体・遺骨」、「残骨」を問わず遺骨のDNAデータベースや遺族のそれを作成集積して、将来のDNA鑑定実施に備えておくこともできる。

そのためにも、鑑定に必要な遺族側の資料(検体)の提供を広く求めるべきであるともいえる。

ただ、DNA鑑定には遺族の協力が必要であり、遺族の意に反して鑑定資料を採取することは、プライバシー侵害となる。また、遺骨のDNAデータベースや遺族のそれを作成集積する方法についても、同様にプライバシー侵害や個人情報などの法律上及び倫理上の問題がある。また、遺族の中には、遺骨の取扱いとして、いつとも知れない身元確認を待って遺骨が保管され続けることを望まない人もいるかもしれない。

しかし、国がこのような遺族を敢えて想定して身元確認を懈怠する理由と

することは許されないし、そもそも、遺族の意に反してまで鑑定資料の採取を求めなければ足りる。

さらに、最大多数の遺体・遺骨が名を記して葬られるよう実施することや遺族への返還の可否とは無関係にできる限り名を記して葬られることまで身元調査の目的とすべきであるとの遺族の声については、どう応えるべきであろうか。

この点、遺体・遺骨一般の葬りの方法については、個人の尊厳にふさわしい扱いがなされるよう留意しなければならない。すなわち、葬りは故人個人個人の死を悼むものであるから、個別に行われなければならない、複数人の遺体・遺骨を分別可能であるにもかかわらず分別することなく混合して葬ることは許されない。また、身元調査を尽くし、その身元及び遺族が判明した遺体・遺骨については、その引取りを望む遺族がある場合にはこれを遺族に返還し、引取りを望む遺族がない場合には、その名を記して葬るものとしなければならない。

以上、収容された遺体・遺骨の身元調査の方法について、DNA鑑定の対象とする遺体・遺骨は「個性のある遺体・遺骨」に限るという扱いがなされているところ、そのことの妥当性が明らかでない上、「個性」の判断についても、医科学的に確立された専門性ある統一的方法によっていない。

また、鑑定実施の対象とする遺族についても、遺体・遺骨返還を目的に遺族からの鑑定申請を前提とした扱いがなされているが、そのような鑑定条件に限定する理由は認められない。

さらに、鑑定に必要な遺族側の資料(検体)の提供を広く求めたとしても、戦没者本人及び遺族のプライバシー侵害に十分配慮し、提供を強制するものでない限り許容される。

とするなら、未だ遺体・遺骨の返還を受けていない遺族としては、国によって誤って、「個性がある遺体・遺骨」とは判断されずに「残骨」とされ、身元調査の対象とされなくなり、遺体・遺骨を引き取って葬り・追慕する機会を奪われる危険性があり、その危険性が具体的かつ現実的に認められる場合には、宗教的人格権の侵害のおそれがあると言える。

そこで、発見・収容された戦没者の遺体・遺骨の身元調査の目的を遺族への遺体・遺骨の引渡しに限定することなく、名を記して追悼されるためにも、遺体・遺骨の個性の有無を問わずできる限り検体を採取してこれを保管し、広く遺族にも試料提出を呼びかけるべきである。

6 再焼骨について

(1) 再焼骨の実施状況

国は、現地で薪を燃やすなどして茶毘に付した遺骨を袋や箱に入れて国内に持ち帰り、厚生労働省建物内の霊安室に保管し、身元不明の遺骨及び身元が判明していても遺族の引取りがない遺骨を毎年5月の春季拝礼式に先立ち、火葬場に委託して再度焼骨した上で、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に収蔵している。

2001年度（平成13年度）までは、厚生労働省において、収容地域や「柱」の個性性とは無関係に適当な量の骨を入れた焼骨用の木箱（60cm×45cm×30cm）を委託先の都の火葬場に持ち込み、焼骨後、火葬場から段ボール箱（一辺30cmの立法体）で回収し、これをステンレス製の箱に入れ替えて千鳥ヶ淵戦没者墓苑に収納していた。火葬場への持込みの段階から、収容地域を特定してないため、収納に当たっても特定しないままであった。2001年度（平成13年度）を具体的に見てみると、遺骨の個性性の有無と無関係に、厚生労働省で「柱」数を1042と把握し、これを適当に焼骨用木箱102個に分けて、火葬場に持ち込み、焼骨後、火葬場から段ボール箱140個に分けて受領していた。

2002年度（平成14年度）からは、民間に委託するようになったが、個性性のある遺骨はDNA鑑定のため厚生労働省霊安室に保管し、個性性のない遺骨についてのみ、収容年度、収容地域別に分けるようになり、その上で複数の遺骨を焼骨用木箱（60cm×50cm×30cm）に収め、火葬場に持ち込んでなおも複数の「柱」を「合葬」の方式で焼骨し、焼骨後、3号骨壺に分けて入れ、これを3号の木箱（21cm×21cm×23cm）に収納した状態で受領していた。2003年度（平成15年度）を具体的にみると、遺骨のうち個性性のないものだけを厚生労働省にて「柱」数1013と把握し、複数の「柱」を焼骨用木箱58箱に分けて入れて焼骨し、焼骨後、骨壺315個に分けて入れていた。

2004年（平成16年度）からは、個性性のある遺骨についてはDNA鑑定のために検体を採取した残りを1体ずつ遺骨袋に入れて特定して数体、個性性のない遺骨については、収容年度別、収容地域別に区分して複数の段ボール箱（一辺30cmの立法体）に収めて火葬場に持ち込み、焼骨後、個性性のある遺骨は1体を1骨壺に収めた状態で受領し、個性性のない遺骨については任意の量を6寸壺（直径18cm、高さ21cm）に収めた状態で受領している。

(2) 再焼骨の問題点

再焼骨について、厚生労働省は、現地においては火葬のための適当な設備

がないため、近代的な設備や専門的な職員を有する本邦内の火葬場と同様の十分な温度・圧力管理等が困難であることから、本邦内の火葬場でも焼骨することとしているものである。また、悪臭発散やカビの発生などを防止するため、本邦内で火葬した場合と同じ状態にすることが社会通念に適合するものであると説明する。

しかし、遺骨を火葬する（再度焼く）ことは、形式的には、遺骨に対する「損壊」に該当する。したがって、再焼骨の目的が正当と評価されない限り、遺骨に対する遺族の宗教的感情を損なうものといえる。

厚生労働省の再焼骨の目的についての説明は、遺骨の火葬について抽象的な状況を説明するだけのものであり、その状況自体には格別の意義があるわけでもなく、再焼骨を正当化するに足る目的となるものではない。問題は、そのような「管理」、「状態」、「保存」という状況によって、どのような「現実的な利益」を実現できるのかである。

そして、厚生労働省の回答によれば、この「現実的な利益」として言及されているのは、「悪臭発散やカビの発生などを防止」ということだけである。

ところが、厚生労働省によると、「現地での荼毘（火葬）が『温度・圧力管理等』の点で不十分であったために問題が生じた具体的な事例はない」、「厚労省での保管の際に『悪臭発散やカビの発生』が生じた具体的な事例はない」とのことであった。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑の収蔵場所の空調が整備されていないのであれば、将来的な「悪臭発散やカビの発生」が懸念されるということも考えられなくはないが、保管場所の環境としては、厚生労働省の霊安室も「常温」であるというのであるから、千鳥ヶ淵戦没者墓苑への収蔵後の状況が、厚生労働省においての保管と差が生じるとも考えられない。

そうであるとする、厚生労働省が再焼骨を行うことを正当化するに足る目的を認めるに足る資料はないといわざるを得ない。

ところで、厚生労働省は、当連合会の調査に対して、「現地での荼毘は、正式な火葬場ではなく、広場などの使用の許可を受けて、付近の木材を用いて行っている。そのため、途中で雨が降るなどして、ほとんど火葬ができていない遺骨もあった。」と説明をしている。

この点についても、「ほとんど火葬ができていない遺骨」が存したとしても、上記の回答のとおり、「悪臭発散やカビの発生」の事例はないのであるから、かかる遺骨が存在していたとしても、依然として再焼骨を正当化する理由としては薄弱といわざるを得ない。

もっとも、「ほとんど火葬ができていない」遺骨については、「社会通念

に適合」させるために再度の焼骨をすることが正当とされる余地もある。

しかし、この場合でも、その「ほとんど火葬ができていない」一部を他から選別し、その一部についてのみ再度焼くことを行えば足りるのであり、全ての遺骨について再度焼くことを行っている厚生労働省の行為は、この場合でも目的達成のための手段としての合理性を欠くといわざるを得ない。

「個性のある遺骨」については、「量に関係なく1体を1つの骨壺」に納めるというのであるから、再焼骨後の遺骨の全てが骨壺に納められるものと解されるが、「個性のない遺骨」については「任意の量」を納めるというのである。そうすると、「個性のある遺骨」に関する回答内容との対比で、少なくとも「個性のない遺骨」については、再焼骨後、一部の遺骨が骨壺に収められず、残骨ないし残骨灰として破棄されているのではないかの疑義が生じる。翻って、再焼骨を行う意図についても、この残骨ないし残骨灰を破棄するために行われているのではないか、そうであれば、再焼骨は「かさ減らし」のために行っているのではないかとの疑義が生じるところである。

以上のとおり、千鳥ヶ淵戦没者墓苑への遺骨の収蔵に際し、再焼骨を行っている点については、「かさ減らし」を目的とするものではないかとの疑いを払拭することができない。少なくとも、再焼骨を行うことについて合理的理由を見いだすことは困難である。

とりわけ、発掘収容された複数体の遺体・遺骨のうちに親兄弟等故人の遺体・遺骨が含まれている蓋然性が高いにもかかわらず、国が「かさ減らし」との疑いを払拭できない再焼骨を強いた場合、故人の遺体・遺骨を葬り祭祀を行う遺族としての宗教的感情が侵害されるおそれがある。一方、再焼骨を中止したとしても、遺骨の保管に具体的な支障を生じる事情は何らうかがわれない。

ちなみに、広島市が原爆供養塔に保管している原爆被害者の遺骨の取扱いは、名前の分かるものは一人ひとり骨壺に納め、番号と名前を付し、名前の分からないもの（投下直後にまとめて茶甌に付されたものが多い。）は、寺や町内会からまとめて預かった状況のまま、約何人分と記載して木箱に納められた状態で、改めて焼骨などはせず、遺族に返還されない限り永久保管することになっている（広島市健康福祉局原爆被害対策部調査課）。

そこで、国は、これまでに述べた政策を速やかに実施するにあたっては、国が現に保管する戦没者遺骨の全てにつき、その再焼骨を中断した上で、改めて戦没者遺体・遺骨の取扱い全般を再検討し、法律を制定して実効的な取組に着手すべきである。

以 上

別紙資料

- 1 地域別戦没者概見図
- 2 戦没者遺骨収容年度別実績表

別表

(「援護50年史」厚生省社会・援護局編纂の記述より集計したもの。)

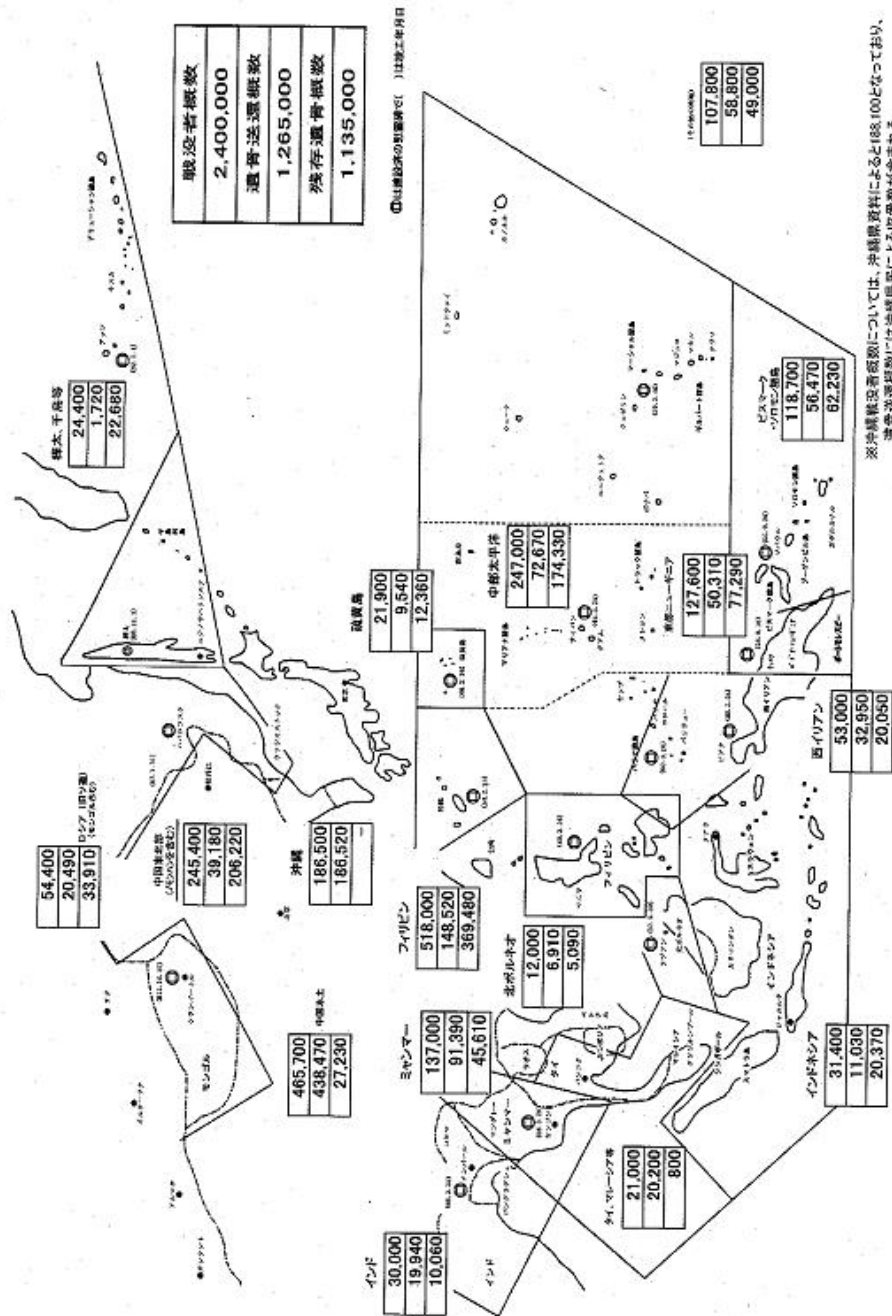
☆印は、人数の記載はないが在留邦人の死没者がいたとされることを意味する)

戦闘地域・抑留地域		軍人軍属	在留邦人	合計	
1	中部太平洋（ミクロネシア）方面				
	①	サイパン島	43,000	12,000	55,000
	②	テニアン島	10,000	4,000	14,000
	③	ロタ島	100		100
	④	グアム島		☆	20,000
	⑤	ペリリュー島	10,000		10,000
	⑥	アンガウル島	1,200		1,200
	⑦	パラオ本島	4,800		4,800
	⑧	マーシャル諸島			19,000
	⑨	ギルバート諸島	5,500		5,500
	⑩	トラック諸島	6,000		6,000
	⑪	エンダービー諸島	700		700
	⑫	ポナペ島	450		450
	⑬	メレヨン環礁	5,000		5,000
	⑭	南島	850		850
	⑮	ウェーキ島	2,200		2,200
2	東部ニューギニア・ソロモン諸島方面				
	①	南部ソロモン諸島	21,900		21,900
			4,100		4,100
	②	ビスマーク諸島・ 北部ソロモン諸島	13,700 3,400		13,700 3,400
			33,600		33,600
	③	東部ニューギニア	127,000		127,000
	④	ニューカレドニア島	32		32
3	西イリアン・北ボルネオ方面				
	①	西イリアン周辺地域	49,000		49,000
	②	北ボルネオ地域	10,000		10,000

4	フィリピン方面		☆	520,000
5	ビルマ・インド方面		☆	167,000
6	タイ・仏印・マレー方面			31,000
7	旧満州・北朝鮮方面			
	①	旧満州	☆	250,000
	②	北朝鮮	☆	35,000
8	旧満州以外の中国			460,000
9	アリューシャン列島方面			
	①	アッツ島		2,600
10	樺太・千島方面		☆	21,000
11	日本本土周辺			
	①	硫黄島		20,000
	②	沖縄	☆	186,500
12	ソ連邦地域等拘留			55,000
	総 計			2,104,932

別紙資料 1 地域別戦没者概見図

地域別戦没者概見図(平成23年3月31日現在)



別紙資料 2 戦没者遺骨収容年度別実績表

戦没者遺骨収容年度別実績表

平成23年3月31日現在

年 度	遺骨送還数(柱)	備 考
昭和 27	478	
28	317	
29	6,051	
30	1,351	
31	599	
32	2,561	
39	140	昭31～46年度まで沖縄の遺骨収集については、総理府が琉球政府に委託して実施 収骨数 32,984 柱
41	182	
42	13,673	
43	13,897	
44	21,607	
45	8,791	
46	15,263	
47	9,179	
48	27,019	
49	35,885	
50	36,240	
51	17,565	
52	8,609	
53	4,159	
54	3,257	
55	3,386	
56	2,335	
57	3,779	
58	1,440	
59	1,762	
60	3,173	
61	2,636	
62	2,697	
63	1,614	
平成 元	1,273	
2	910	
3	1,043	
4	1,526	
5	2,220	
6	1,647	
7	2,114	
8	2,171	
9	1,460	
10	3,135	
11	2,059	
12	1,338	
13	2,710	
14	2,663	
15	1,269	
16	1,151	
17	604	
18	640	
19	760	
20	2,038	
21	8,965	
22	8,097	
	332,422	(琉球政府委託分含む)